

【児童手当について】

(質問)

児童手当について伺います。児童手当の目的、意義、役割等、市の見解をお聞かせ下さい。また、一定以上の所得がある世帯に対して支給されている「特例給付」に対する市の見解も合わせて、お聞かせ下さい。

<答弁>

児童手当は、児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するものと考えております。あらゆる児童の扶養を社会的に支援するという意味で高所得者層への特例給付も含め、本市の子育て世帯へのその役割は大きいと認識しております。

(質問)

政府は一部の高所得世帯の児童手当を廃止する児童手当関連法改正案を閣議決定し、改正案が可決されると2022年10月支給分から、世帯主の年収が1200万円以上の場合、特例給付の支給がなくなります。このことに対する市の見解と、本市では、特例給付の支給がなくなる可能性のある世帯がどれくらいあり、どれくらいの児童に影響があると想定されるか、教えて下さい。また、その総額は年間でどれくらいになると算出されるか、教えて下さい。一方、政府は、一部の世帯に対する特例給付の支給を止めることで生じる財源を待機児童解消に向けた保育所整備に充てるとしてはいますが、待機児童ゼロを掲げている本市において、今後、どれくらいの保育所整備が必要と見込まれているのか、教えて下さい。児童手当は、児童の健やかな成長に資するよう用いなければならないとされており、保護者のためのものではなく、子どものもので、本来は親の収入額と関連付けるものではないと考えます。今回の国の決定は、少子化対策に逆行しますし、労働意欲の低下にもつながりかねません。そこで、もし、再来年度からの一部の世帯に対する特例給付が廃止されることが正式に決定した場合、市として、市独自に特例給付を継続することは考えられないか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

現時点の受給者データから試算した受給対象外世帯と児童の数は、3431世帯、5758人で、年額は約3億4500万円となります。今後の保育定員の必要量については、豊中版子育て安心プランにおいて設定する令和2年度から令和6年度までに約1000人分を見込んでおります。最後に、市独自の特例給付の継続につきましては、現在国会で法案の審議中であるため、その動向を注視するとともに、他市状況の収集に努めて参ります。

(意見・要望)

児童手当は、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するもの。あらゆる児童の扶養を社会的に支援するという意味で、高所得者層への特例給付も含め、本市の

子育て世帯へのその役割は大きいと認識しているとのことご答弁がありました。全く同感です。ぜひ、そのお考えや認識をお持ちなのであれば、本市が、全ての子どもたちの健やかな成長を願っているというメッセージ、児童手当に対する本市の考え方を市内外に発信するために、再来年度からの一部の世帯に対する特例給付が廃止されることが正式に決定した場合、市として、市独自に特例給付を継続することを検討して 頂きたいと市長に強く要望しておきます。

【豊中駅周辺再整備構想について】

（質問）

豊中駅周辺再整備構想について伺います。アンケート調査結果について、内容をお聞かせ下さい。調査結果から、平成7年および9年のまちづくり構想や基本方針と変わらない点、異なる点について教えて下さい。今後の予定について、どのようなスケジュールを想定されているのか、教えて下さい。

＜答弁＞

令和元年度に実施したアンケート調査につきましては、豊中駅周辺の居住者や地権者、事業者や商業者及び来訪者を対象に実施したもので、交通環境の改善、賑わいの創出、都市防災や官民協働の取り組みに関して、多岐にわたるご意見を頂きました。特に安全で快適な歩行空間の確保や自転車の通行環境の整備などについて多くのご意見を頂きました。平成9年の基本方針などを策定した当時と変わらない点といたしましては、賑わいと魅力ある都市空間の形成や安全で快適な歩行者空間の確保が求められている点がございます。異なる点といたしましては、商店街の活性化のために空き店舗や空き家の有効活用が望まれるとのご意見などがございました。今後の予定といたしましては、市民意見を聞く機会を確保するため、次年度にかけてワークショップを開催したうえで令和3年9月末に構想を策定し、その後、構想の具体化に向けて検討を進めてまいります。

（意見・要望）

市が基本方針を提示されてから20年以上が経過し、まちの有り様や市民のニーズにも変化が出てきている点もあることがわかりました。一方、変わらない部分もあるということです。今度こそは実現化のための工程の提示や進行管理も踏まえた構想の立案を要望しておきます。

【まちのバリアフリーについて】

（質問）

まちのバリアフリーについて伺います。公共施設や大型商業施設の整備および駅や公共施設等を結ぶ経路の設定や整備に、障害当事者に整備計画段階から関与してもらう仕組みについて、市の見解をお聞かせください。

＜答弁＞

初めに、公共施設と駅を結ぶバリアフリー経路の整備に対して、計画段階から障害当事者に参画してもらう仕組みでございますが、平成14年度に本市の交通バリアフリー化の基本方針を策定して以降、バリアフリー化整備の際に、国のガイドラインに示されていないものについては、市独自のバリアフリーチェックシステムにより障害当事者のご意見を参考に整備を進めてまいりました。令和2年5月のバリアフリー法の改正により心のバリアフリーと障害当事者の一層の参画が謳われております。今後、庁内調整を図りながらバリアフリーマスタープランを策定する予定としておりますが、障害当事者の参画については、これまでのバリアフリーチェックシステムを他部局にも拡充することを検討した上で、公共施設や大型商業施設と駅を結ぶ経路の整備に障害当事者の意見を可能な限り反映してまいりたいと考えております。

（意見・要望）

千里中央を例に取ってみますと、北大阪急行とモノレールやバスとの交通の結節点であり、かつ、千里文化センター「コラボ」のような公共施設や民間の大型商業施設もあります。これらの施設の間を移動することを考えてみますとルート上には公共が管理するであろう道路や建物、民間が管理するであろう通路や施設などがあり、それぞれ管理主体や整備時期が異なることなどからバリアフリーの取り組みにばらつきがあります。まずは、障害当事者によるチェックが必要と考えます。今後、都市基盤部での取り組みを他部局にも広げていくことを検討頂けるということで評価をさせて頂きたいと思っております。このことについては、引き続き、委員会において議論をさせて頂きたいと思っております。

【マンション管理情報について】

(質問)

マンション管理情報について伺います。神戸市ではマンション管理情報を公開し、資産価値を担保する取り組みを始めています。豊中市においてもこのような取り組みを実施できないか、市の見解をお聞かせください。

<答弁>

豊中市では昭和40年代前半から分譲マンションの建設が始まり、平成30年の住宅・土地統計調査によりますと、築40年以上の高経年分譲マンションは約6700戸あり、分譲マンションの維持管理は、課題であると認識しております。一方、国では、令和2年6月に、マンションの管理の適正化の推進に関する法律が改正され、分譲マンションに関する取り組みの強化を行うことが示されました。本市では、この改正法が施行される令和4年4月を目途に、マンション管理適正化推進計画を策定することとしております。計画には、管理組合が申請した適正な管理計画を市が認定する制度を盛り込むことを想定しています。この制度により、認定を取得した分譲マンションについては、区分所有者の管理意識の向上や分譲マンションの資産価値の向上に資するものと考えております。

(意見・要望)

法律により動き始めることは歓迎しますが、国の動向を待たず、行動に移すべきと考えます。これまで実績のあるマンションセミナーをはじめ、豊中市社会福祉協議会が開催しているマンションサミットと連携し、マンションが多く立地する豊中市ならではの取り組みを期待しておきます。また、こうした動向をいち早くPRすることを要望しておきます。

【千里中央の再開発について】

（質問）

千里中央の再開発について伺います。セルシー建替の現状と進捗状況について、教えてください。

＜答弁＞

千里セルシーの建替え計画につきましては、千里阪急百貨店との一体再開発を検討されておりますが、現在、百貨店において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、従来の開発計画を再考し、アフターコロナに即した計画への見直しを進められております。市としましては、引き続き、民間地権者と協議を進め、今年秋頃には、基盤整備計画案をお示しできるよう取り組んでまいります。

（質問）

セルシーの建替えに伴い、千里中央が活性化すれば、来訪者で周辺道路が渋滞する可能性が高いと思われれます。とりわけ中央環状線から千里中央へ接続する道路は一方通行であり、北新田橋と接続する間はマンションの出入り口とも重なることから、混乱も予想されます。市の交通量調査や道路拡幅の可能性、歩道の整備について考え方をお聞かせください。

＜答弁＞

千里中央再開発に伴う道路整備につきましては、これまでも周辺道路の交通量調査に基づくシミュレーションを行い、関係権利者や府警本部と協議の上、整備計画案について検討を進めてまいりました。現在、民間事業者において、再開発計画の見直しを行っており、周辺道路の交通状況の影響を踏まえ、再度、シミュレーションを実施した上で、府警本部と協議を行い、道路拡幅や歩道整備を含めた道路整備計画の見直しを行ってまいります。

（意見・要望）

北大阪急行の延伸により、ターミナルでなくなる千里中央の優位性が相対的に小さくなる可能性があります。しかしながら、しっかりと投資が行われれば、活性化するはずであり、そのためには周辺からのアクセスのためのハード整備が必要であると意見しておきます。

【東西バス交通について】

(質問)

東西バス交通について伺います。同じ会派の議員が平成24年に提案し、積年の課題であった東西バス交通がいよいよ実現しますが、あらためて、これまでの経過を教えてください。その上で、本路線が果たす使命について、教えてください。

<答弁>

初めに、東西軸バスのこれまでの経過についてですが、平成31年2月に策定した公共交通改善計画では、市域南側における東西方向の公共交通ネットワークの脆弱性や、交通空白地や交通不便地の存在を課題として掲げています。この課題に対応するため、曽根クリーンランド線を拡充し、北大阪急行緑地公園駅、阪急曽根駅、JR伊丹駅を結ぶ東西軸バスの運行を、本年4月より3年間の実証実験として開始するものです。次に、本路線の運行による効果としましては、東西方向の地域間連携の強化をはじめ、隣接市とのネットワークの充実、また市内各地から新大阪へのアクセスの強化にもつながるものと考えております。また、服部緑地、文化芸術センター、クリーンランド広場、着陸直前の飛行機が見れる千里川土手といった本市の魅力スポットを訪れる新たな人の流動や、マイカーに頼らなくても暮らしやすい住宅都市としての評価の向上などが期待されます。

(質問)

本路線の周知と利用に対する取り組み、今後の展開について教えてください。

<答弁>

まず、周知、利用に対する取り組みですが、広報とよなか3月号やホームページで市民にお知らせするほか、阪急電鉄グループが発行する情報誌トックなどへの記事掲載、バス路線沿いの公共施設や民間事業者等へのチラシ配布など、積極的に情報発信を行い、利用促進を図ってまいります。また、今後の展開につきましては、令和6年度からの本格運行をめざし、実証実験期間中には利用状況や費用対効果等を検証し、必要に応じて改善を加えながら、皆様にご利用いただける持続可能な路線バスとなるよう進めてまいります。

(意見・要望)

東西バス交通は、本市の東西軸を形成するものであり、今後は吹田市側の関大前駅へアクセスすれば、多くの大学生にとって市政をPRできる可能性があります。時を同じくして、吹田市が緑地公園駅～千里山駅のコミュニティバスを運行させるそうです。これも含めて、東西バス交通は鉄軌道が有事の際に振替輸送となった場合、鉄軌道間の相互アクセスにもつながるものと考えます。ハイモビリティ、まちづくり、危機管理、そうした使命感をもって取り組んで頂きたいと意見しておきます。

【消防団のあり方について】

（質問）

消防団のあり方について伺います。蛍池消防分団屯所は、多くの分団員が短時間で参集できることなどを総合的に勘案された結果、現地建替えとなりました。しかし、土地の有効活用を考えれば敷地の南側に整備すべきではないかと考えますが、見解をお聞かせください。

＜答弁＞

蛍池分団屯所の位置につきましては、関係部局と調整してまいります。

（質問）

地域防災力を強化するため、その中核となる消防団の充実強化に向けた取り組みが全国的にも推進されている一方で、一部、地方の消防団では実態のない幽霊団員や報酬の中抜き、地域からの協力金もあると聞きますが、本市の状況について、教えてください。

＜答弁＞

実態のない幽霊団員でございますが、各分団において全分団員の活動実績が管理されており該当する事例はございません。次に報酬の支給でございますが、条例の規定に基づき各受給者へ支給をしております。また、協力金につきましても適正に対応いただいていると認識しておりますが、各分団へ改めて周知してまいります。

（意見・要望）

引き続き、地域防災力を強化するための中核として、消防団の充実強化に取り組んで頂くことを期待しています。

【コロナ禍における学校教育について】

(質問)

コロナ禍における学校教育について伺います。コロナ下における学校教育の現状を知りたいと思い、同じ会派の議員が9月議会、12月議会と質問を重ねてきました。その中で、学校の臨時休業に伴う学習の不足分については重点化という方法で家庭学習で取り組むとのことでした。そして、その割合を1割5分とする方針を教育委員会として各学校に示されたというのが前回までの内容です。この重点化について、保護者目線では今のところ、例年との違いがはっきりしません。家庭学習に委ねるといふことであれば、例年より宿題の量や範囲が増えているはずですが、教育委員会としてそのあたりの把握はされているのでしょうか。各教員レベルでの重点化についての学習計画などは立てられていたのか教えて下さい。

また、保護者に対して「この部分が重点化の内容です」とはっきりわかる説明はなされているのか、現在の状況を教えて下さい。

<答弁>

重点化とは学校の授業と家庭学習を連動させて、学習内容の定着を図るものですが、家庭学習にかかる子どもと家庭への負担に配慮し、単純に宿題の量を増やすのではなく、授業内容の工夫や家庭学習との効果的な連携を図りながら各校は対応を進めてきました。授業内容の工夫の例としては、事前にワークシートを用意したり、大型モニターを活用することにより、先生や子どもが作業する時間の短縮を図る工夫や、また、例えば、「総合的な学習の時間」と「社会科」において、関連する内容を教科横断的な視点を持って授業改善に取り組む等、限られた時数の中で学習内容の定着に取り組んでいるところです。また、家庭学習との効果的な連携では、授業で学んだ内容の反復・繰り返し学習を家庭中心で行い、後日教員がそれを確認するといった取り組みを行っています。重点化の学習計画につきましては、例年、学校では教育課程の編成において、教科ごとの年間スケジュールを計画しており、今年度はコロナ禍における重点化の取り組みに合わせ計画の見直しを行っております。各学校の教育課程のヒアリングにつきましては、例年9月に1回実施するところ、今年度につきましては重点化による計画の見直しもございましたことから、11月に授業時数、指導計画の進捗状況や教育課程編成に関わる方針・重点目標などについて、2月には年度内に履修すべき内容を終えるための工夫や取り組み、家庭での学習内容などを聞き取り各校の状況把握に努めたところです。保護者へは重点化した内容について、個々にお知らせしていませんが、各学校は「限られた授業時数の中で工夫をし、今年度のカリキュラムは未履修が無いようにする」との説明をしています。

【他市との比較について】

（質問）

他市との比較について伺います。不足する授業時間を補うための方法の一つとして重点化が文部科学省から示されたわけですが、それを採用するかどうかの判断は各教育委員会に委ねられています。そこで伺いますが、北摂7市の教育委員会において、重点化が行われたかどうか、また、行われたとしたら学校にその割合を示されたかどうか、教えてください。また、北摂7市における冬休み・春休みの日数はどのような状況であるか、教えてください。

＜答弁＞

学習活動の重点化につきましては、北摂7市のうち1市が、市として方向性を示したと伺っており、重点化の割合は示されていないとのことです。

冬休み・春休みの状況につきましては、冬休みについては、高槻市が2日、茨木市が4日、吹田市が3日、摂津市が2日、池田市が3日、それぞれ短縮したとのことです。春休みについては、北摂7市は短縮を行わず、例年通りであると聞いております。

【保護者の反応について】

（質問）

保護者の反応について伺います。コロナ下において顕著になったと思いますが、公教育に期待できないため塾などに頼る家庭が増加した印象があります。このような、公教育に期待しない保護者について教育委員会の認識や思いをお聞かせください。

＜答弁＞

義務教育を担う公立の学校は多くの保護者のご期待に応えるべき立場にあり、引き続き、その充実に取り組んでまいります。

【市の教育に対する認識について】

（質問）

市の教育に対する認識について伺います。親の所得格差が教育格差に繋がり、所得階層の固定化つまり負の連鎖が起こるという指摘がありますが、市の認識をお聞かせください。あわせて、負の連鎖を断ち切るために義務教育の果たす役割をどのように考えておられるのか、見解をお聞かせ下さい。また、その果たす役割を念頭に、そもそも教育委員会として豊中の学校教育は他市と比較して頑張っている方だと思われるか、自己評価をお聞かせ下さい。

＜答弁＞

保護者の所得格差・教育格差で負の連鎖が生じるというご指摘があることは承知しています。そうならないように、全ての子どもたちに等しく充実した

教育環境を提供することが義務教育の役割であると考えています。各市の教育の取り組みにつきましては比較が難しく、教育施策全般に関する他市との比較を客観的に示すような指標はありませんが、施策・事業によっては、本市として他市に誇れる点は、数多くあるものと考えております。また、他市事業についても参考にすべき点は多く、引き続き事業見直しの際には、こうした他市の取組みを参考にしながら、より充実した事業実施を展開して参ります。

【職員団体との交渉について】

(質問)

教育委員会における職員団体との交渉について伺います。職員団体との交渉における法的根拠と交渉の内容・範囲について教えて下さい。また、どの程度、内容的に応じる必要があるのか、お聞かせください。

<答弁>

職員団体との交渉については、地方公務員法第55条に規定されており、交渉の内容・範囲については、勤務条件に関する事項に係る交渉の申し入れに対し、それに応ずるものとされています。直接的な勤務条件ではありませんが、職員に理解を求めて円滑に学校運営を行うために必要な事項については職員団体との議論を行ってきたところです。

【職員団体との交渉内容について】

(質問)

職員団体との交渉内容について伺います。コロナ下における交渉内容、応諾した事項について教えてください。

<答弁>

今年度は、勤務条件に関する事項をはじめ、直接的な勤務条件ではありませんが、職員に理解を求めて円滑に学校運営を行うために必要な事項については職員団体との議論を行ってきました。具体的には、長期休業期間の短縮に関することや学校行事のあり方など学びの保障に関すること、また学校における感染防止策などについて議論をし、各職員団体によるばらつきはあるものの、概ね合意を得て対応を進めて参りました。

(質問)

長期休業期間の短縮について、交渉の経過や内容を具体的に教えてください。

<答弁>

長期休業期間の短縮につきましては、年度当初の学校休業に伴い、例年通り年間標準時間数の確保が困難な状況が見込まれたことから、子どもたちの学びの保障に向けた取組みに関する議論を積み重ねてまいりました。

具体的には、可能な限り授業時数を確保するという点を重要視し、夏季休業期間の短縮及び学校行事の精選など交渉合意のうえ実施した経過がございます。

また、冬季休業期間と春季休業期間の短縮につきましても様々な観点から議論を重ね、最終的には春季休業の短縮について実施することになりましたが、全ての職員団体との合意には至りませんでした。

【職員団体との交渉内容の公表について】

(質問)

職員団体との交渉内容の公表について伺います。交渉内容を公表することは可能か否か、見解をお聞かせください。

<答弁>

交渉内容の公表については、地方公共団体によっては交渉した事項や交渉結果の概要等をホームページに掲載している事例もあり、そういった対応は可能でございます。

(質問)

交渉内容を公表して欲しいと思いますが、見解をお聞かせください。

<答弁>

交渉内容の公表でございますが、本市の教育行政に関しましては、新たな施策・事業の実現や抜本的な見直しなどの際、これまでから労使間連携・協力のもと取り組みを進めてきた経過がございます。また、団体交渉に関しましては、教育委員会に限らず、他部局等においても日頃から実施しておりますことから、丁寧に取り扱うべきものと認識しております。このことを踏まえたうえで、今後、他市の実態把握に努め、その狙いや目的、効果や手続きなどの運用面の課題も含め、調査・研究してまいりたいと考えております。

【学習の進捗状況について】

(質問)

学習の進捗状況について伺います。最終学年と最終学年以外の学年における学習の進捗状況と次年度への繰越について見込みを教えてください。

<答弁>

2月には各校管理職へのヒアリングを行い、児童生徒や家庭の状況について丁寧に把握しているかどうかについて継続して指導助言を行うとともに、

学習に関しては 「学習活動の重点化」の方向性に基づいて、全校とも今年度内に指導すべき内容について未履修が無い予定であること、また次年度に繰り越しのない学習指導を行っていることを確認しております。今年度は臨時的な対応として重点化の取り組みを行いました。市教育委員会としましては、引き続き、子どもの習熟度を踏まえた上で、例年以上に丁寧に対応すべきであると認識しており、常に子どもの立場に立って状況を把握し、指導を工夫するよう取り組んでまいります。

(質問)

例年以上に丁寧に対応すべきと認識しているとのことですが、そのことが具体的に学校レベルでの対応に落とし込まれて行くことが大事であり、教育委員会の掛け声倒れになってはいけません。また、保護者からの子どもの学習に対する不安や要望に応える姿勢を示すため、保護者に対しての周知、発信が必要と考えますが、見解をお聞かせください。

<答弁>

保護者の方へは今年度様々な連携をお願いしておりますことから、安心して子どもの成長をともに見守って頂くために、取組みを例年以上に丁寧に伝えるべきであると考えます。これまで以上に、学校便りやホームページ、学校メールなども活用しながら、教育委員会からの支援体制の充実も含め、各校が取組み状況を積極的に発信するよう指導助言してまいります。

(意見・要望)

新型コロナの影響で学校が長期に渡って臨時休業を余儀なくされたことは誰の責任でもなく、また学校にとっても困難な事態であったと思います。授業時数の減少という困難な中でいかにして子どもたちの学びを保障するのか、学校や教育委員会だけでなく我々議員も含めて関係する大人が一丸となって取り組まなければならない課題であったと思います。

そんな思いを持って、教育の実態について、共通認識を持った上でともに解決策を考えていきたいというスタンスで、共通認識を持つための質問をしてきたつもりでしたが、9月・12月議会のやり取りで判明したことも含めて、なかなか我々にはその実態が見えてこない部分があるというのが率直な感想です。

今、市長部局を始めあらゆる部門において市民に対する「説明責任」が求められる時代になっています。学校においても例外ではなく、新年度にはコミュニティスクールのモデル校実施と制度設計がなされますが、これは今まで以上に保護者や地域に開かれた、透明性のある学校運営が求められるということにほかなりません。そのためには、より一層の説明責任、意思決定の透明性が求められます。その上で多くの市民が納得のいく学校運営がなされていくことが重要です。今回の質問に対する答弁からは、教育委員会や学校が組織として業務の遂行に関してマネジメントができてきているのか、教育委員会から学校に対しての指示や助言がスピード感を持ってなされていたのか、まだまだ検証が必要ではないかと感じる部分がありました。一方、

学校現場で様々な工夫を凝らして取り組まれたということもわかりました。それはおそらく個々の教員の力量や熱意によるところが大きかったのではないかと思います。頑張っていたいる教員の方々には敬意と感謝の意を表明しておきます。しかし、教員や学校によってその取り組みにかなりの差があるのだとすれば、義務教育として学ぶ学校を選べない子どもたちや保護者にとっては納得のいくことではないと思います。より一層、教育委員会が組織として、豊中の教育全体をマネジメントしていくという体制を構築していくことが急務であることを改めて申し上げておきます。

【35人学級について】

(質問)

35人学級について伺います。35人学級を小学3年生までに拡充した効果と課題について評価や見解をお聞かせ下さい。4年生まで拡充するための教員の確保及び教室の整備状況を教えて下さい。また、35人学級を4年生まで拡充するため、任期付常勤講師を募集されていますが、かなり苦勞されているのではないかと思います。何故、任期付常勤講師なのか、府費負担教職員と同様に、常勤の教職員として募集をすることは検討されなかったのでしょうか。常勤の教職員と任期付常勤講師で、従事する内容や時間に違いはあるのか、教えて下さい。また、市独自で35人学級を進める上で必要となる教職員を常勤職員で採用する場合と任期付常勤講師で採用する場合のそれぞれのメリット、デメリット、想定できる効果と課題について、見解をお聞かせ下さい。さらに、国は、来年度以降、2年生から順次、1クラスの定員数を35人に引き下げていく方針を示していますが、市の施策に国の施策が追いついた場合、本市が先行的に実施している35人学級のために採用している任期付常勤講師の方々については、どのような処遇を考えておられるのか、教えて下さい。

<答弁>

35人学級の効果としては、学校からは「クラスの児童数が減ったことで子ども一人一人の学習の疑問点に丁寧に応じることができありがたい。」「いじめにつながりそうな子ども同士のやりとりに気づき事前に対策できた。」等の感謝の声があり、児童生徒に対するきめ細やかな学習指導をはじめ、様々な生活指導上の課題解決につながったと認識しています。課題としましては、市財政負担の増加及び全国的な講師不足の中での講師確保の困難さが挙げられます。次年度、4年生に拡大するための教員確保については、現在鋭意努力中です。増学級の教室の整備状況は、現在、空き教室の転用等により整備可能と考えております。市費任期付常勤講師の待遇・勤務条件は、府費常勤講師と比較して特筆しえる差はなく、同程度であると認識しています。任期付で採用するメリットについては、国の施策として35人学級への関係法令の改正が行われる見通しであることから、市独自の35人学級事業は、国の動きを見通し柔軟な雇用が出来る任期付が適正であろうと考えます。35人学級が国の施策として実現した場合には、市費任期付常勤講師の方々は、学校教育充実支援事業の市費任期付常勤講師や府費常勤講師への任用が可能です。なお、実績として、今年度任用中の市費任期付常勤講師の約4割の

方々が豊能地区をはじめとした地方公共団体の教員採用テストに合格し、令和3年度4月に正規教員として採用される見込みです。

(質問)

政府は、公立小学校の1学級当たりの上限人数を来年度、小学2年生を35人とし、その後、学年ごとに順次引き下げ、2025年度に全学年を35人とする義務教育標準法の改正案を閣議決定しました。本市は、そのスケジュールよりも先行的に、35人学級を進めていこうとされていますが、そもそも、本市として、既に3年生まで35人学級を実施し、更には、4年生以上でも、市内には35人を下回る数で授業が実施されているクラスも少なからずありますが、30人以下で構成されているクラス、35人以下で構成されているクラス、35人を超える人数で構成されているクラスは、どのような割合で存在しているのでしょうか。また、30人以下で構成されているクラス、35人以下で構成されているクラス、35人を超える人数で構成されているクラスにおいて、児童、教員にとって、具体的にどのような違いが生じているのでしょうか。少ない人数で構成されているクラスの方が、優れている点を具体的に何らかの指標を示して、お答え下さい。

各学校の教員の数が増えることは、望ましいと思いますが、一律に一クラスの児童数の上限を設定し、教員を割り振るのではなく、各学校、各学年、各クラスの実情に応じて、各学校で柔軟に教員の配置を考えられるようにした方が、より効果的な学級運営が可能になるのではないかと考えますが、見解をお聞かせ下さい。

市の施策に国の施策が追いついた場合は、本市が先行的に実施している35人学級のために採用している任期付常勤講師の方々については、よりきめ細やかな対応が必要と考える学校や学年、クラスに引き続き、加配職員として、配置することを検討すべきではないかと考えますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

クラスの人数の割合についてお答えします。30人以下学級は、4年生40.7%、5年生47.3%、6年生52.1%でした。続いて31～35人以下学級は、4年生36.3%、5年生34.8%、6年生26.5%、最後に35人超学級は、4年生23%、5年生17.9%、6年生21.4%でした。

次に、少人数学級の優位性を証明する科学的な根拠は、豊中市教育委員会として個別に持っておりませんが、令和2年10月27日付文部科学省資料「財政制度等審議会財政制度分科会歳出改革部会資料についての文部科学省見解」によりますと、「学級規模が小さいほど、学習規律・授業態度が良い、授業内容の理解が高まる、学習意欲が高まる」との研究事例や「不利な環境におかれた児童生徒が多く在籍する学校においては、学校規模が小さいほど正答率が高くなる傾向」があるとの研究事例が紹介されています。最後に、各学校判断による人的措置ですが、教育委員会としても学校への人的措置は喫緊の課題であるとの認識ですので、市費常勤講師等を学校の申請に基づき配置することのできる学校教育充実支援事業や学校の課題に応じた市費非常勤講師の配置等の継続を図ってまいりたいと考えております。35人学級が国の

施策として実現した場合には、市費任期付常勤講師の方々は、学校教育充実支援事業の市費任期付常勤講師として任用更新を検討いたします。今後とも学校教育充実支援事業による加配教職員の充実を図ってまいりたいと考えております。

(意見・要望)

各学校の教員数が増えることは、望ましいと思いますが、一律に一クラスの児童数の上限を設定し、教員を割り振るよりも、各学校、学年、学級の実情に応じて、各学校で柔軟に教員の配置を考えられるようにした方が、より効果的、効率的な学級運営ができるのではないかと思います。極端に言えば、30人でも多すぎて、授業や生活指導が十分にできない学級もあるでしょうし、40人でも比較的、容易に学級運営ができる学級もあるのではないのでしょうか。実際に、市内の約8割のクラスが35人以下学級で、なかには20人前後の学級もあります。一方で、40人を超える学級もあります。35人以下の学級がどこもスムーズに学級運営ができているとは言えないと思いますし、35人以上の学級でもスムーズに授業や生活指導が行えている学級もあると思います。少人数学級にメリットがあることは理解しますが、少人数学級に固執するのではなく、他の様々な手法と有効性を比較したり、各学校、各学年、各学級の実情に応じて、各学校で教職員の配置が柔軟に出来るような方策を講じることを積極的に検討頂きたいと要望しておきます。加えて、現在、国に先駆けて、35人学級の推進のために、市費負担教職員の雇用に要する予算を計上されていますが、国の施策が追いついてきた後も、この分の予算については、学校教育充実支援事業等の学校の課題に対応するための予算として、しっかりと確保して頂くことを強く要望しておきます。

【放課後子どもクラブについて】

（質問）

放課後子どもクラブについて伺います。過去10年の利用児童数、クラブ数、指導員の推移を教えてください。また、過去10年のクラブの利用料金の推移を教えてください。さらに、過去10年のクラブのサービス拡充点と指導員の雇用条件の向上点を教えてください。

＜答弁＞

利用児童とクラス数の推移ですが、各年度の5月1日時点におきまして、平成23年は2358人で51クラスでした。その後、平成28年には3512人で73クラス、令和2年は4623人で82クラスとなり、児童数は10年間でほぼ倍増しております。また、指導員数については平成23年が186人、平成28年が234人、令和2年が228人となっております。指導員は、その年度の各クラブのクラス編成に伴う児童数と支援児加配の必要人数によって配置するため、全体の児童数の増加と単純に比例するものとはなっておりません。次に、クラブの利用料金について、平成21年度に、月額5000円から現行額の6000円に改定し、その後、定期的に見直しの検討を行いながら現在に至っております。

サービスの拡充については、平成18年度から医療的ケアの必要な児童の、平成19年度から特別支援学校に通う児童の受け入れを開始しました。その後、平成23年9月からは開設時間を19時まで延長、平成25年度には受け入れを4年生までに拡大、翌26年度には私立・国立等の小学校に通う児童の受け入れを開始しました。平成28年度からは土曜日開設を実施し、また、学校休業日の開始時刻を前倒しして午前8時からと致しております。

指導員の雇用につきましては、平成5年度に民間ボランティアから市が嘱託職員として雇用を開始し、その後、人材育成の推進に向けた人事制度に基づき、順次、雇用形態が移行し、平成19年度から任期付短時間勤務職員に、平成25年度に任期付短時間勤務職員以外の指導員が一般職非常勤職員となり、平成2年度からは会計年度任用職員となっております。また、任期付短時間勤務職員の給与を平均しますと、平成21年度には約14万9千円、令和元年度は約16万9千円となっております。

（質問）

これまで、保護者や議会から、様々なサービス向上や事業改善の要望が挙げられ、可能な範囲で、実施、実現されてきたことは高く評価しています。そのこともあり、利用児童数はこの10年程で倍増していることが分かりました。しかし、利用児童の増加数に比べると、指導員数は増えていないことも分かりました。そこで伺いますが、サービスが向上してきた一方で、利用料の値上げはあまり行われず、結果的に、指導員の方々の処遇改善や向上が後回しにされてきたということはないでしょうか、市の見解を伺います。提供されるサービスの量が増えたり、質が向上したりすると、それに伴う料金も上がることが一般的かと思いますが、経営的観点から、都市経営部の見解をお聞かせ下さい。とは言え、現在の応益負担で、一律の料金設定のもとでは、

料金を上げると言っても利用者の所得もバラバラで、なかなか容易なことではないと思いますし、限度があると思います。そこで、かなり以前から提案してきましたが、放課後こどもクラブの利用料を、保育園と同様の応能負担に基づく料金設定に改めることは出来ないでしょうか、見解をお聞かせ下さい。現在、指導員の確保が課題になっていますが、指導員の確保が困難なのは、その働き方にも要因があることから、賃金を上げれば課題が解消されるとは必ずしも言えない状況にあると思います。そこで、発想の転換で、放課後こどもクラブの利用料を応能負担にすることで、高所得世帯にとっては、利用料が高額になるかと思いますが、そうなれば、放課後こどもクラブではなく、民間事業者が提供する習い事などを利用する世帯が一定増えるのではないかと思います。利用児童数が減少すれば、今以上に指導員を確保する必要もなくなり、民間事業者の売上アップにもつなげられるのではないかと考えますが、このことについての市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

指導員の処遇については、職務内容や職責、他市状況等も鑑みながら決定するものと考えております。この考え方に基づき、現状を踏まえまして、今議会において、給与の増額 改正議案をご提案させて頂いているところでございます。また、開設時間に合わせた日々のシフト勤務における負担感につきましても、現場の指導員の声を聞きながら出来る範囲での工夫をし、次年度からは、少しでも負担感が小さくなるよう、シフトの組み方の改善を予定しております。

行政のサービスについては、住民の福祉などを増進させるために、必要がある方々にできるだけ低廉な料金でご利用いただきたいと考えております。一方で、利用料金が経費を大きく下回れば、その不足分は税金で賄われることになるため、受益者負担の原則からも一定割合を利用者にご負担いただくという考え方もございます。このように、行政サービスの利用料金の設定については、事業にかかる経費や政策的な要素などを踏まえ判断されるものと考えています。

次に、会費の算定については、総事業費から国・府の補助金を差し引いた額を市と保護者が1/2ずつ負担することとしております。大阪府内におきましては、本市を含むほとんどの自治体が、いわゆる応益負担という状況です。

児童の放課後の過ごし方については、ご家庭の状況等に応じ、場所や時間、利用料、実施体制などの様々な要素を考慮の上、選択されるものと認識しております。特に、実施場所が学校敷地内であることは、安心面で大きな要素ではないかと考えております。

今後も、保護者負担を可能な限り提言しつつ、より充実した事業を実施できるよう、引き続き、研究、検討を重ね、会費の見直しの際には、他の自治体の状況等も勘案しながら適正な料金設定となるよう図ってまいりたいと考えます。

(意見・要望)

ここ10年間でも、本当に様々な形で、サービスの拡充や改善をしてこられたことをあらためて高く評価します。サービスの拡充や改善の多くは、現場で働く指導員の方々のご努力やご協力、熱意ややる気によって実現出来てきたと思います。にも拘らず、指導員の方々の給与等にはそれほど反映されてこなかったのではないかと思います。サービスの拡充や改善をしたのであれば、指導員の方々の処遇改善もしっかりと行うべきです。保護者負担のあり方については、会費の見直しの際に、適正な料金設定となるよう図っていくとの答弁でしたが、クラブ会費は平成21年度に改定されてから、全く改定されていません。他の自治体の状況等を勘案するとの答弁もありましたが、そもそも放課後子どもクラブ事業の実施内容、実施方法、実施主体、利用条件など、自治体ごとにバラバラなのに、なぜ、他の自治体状況を勘案する必要があるのでしょうか。他自治体の状況ではなく、市として、提供するサービスの拡充や改善にあわせて、しっかりと指導員の待遇を良くするべきです。そのために、総事業費が上がるのであれば、利用料金の値上げも必要と考えます。ただし、現行の応益負担による料金設定で、値上げを行うことは、低所得世帯にとってはあまりに負担が大きくなるかと思っておりますので、あらためて、応能負担による料金設定についての検討を強く要望しておきます。応能負担にすることによって、低所得世帯にとっては、利用料金を下げられる可能性が生じ、高所得世帯にとっては、利用料が高額になるかと思っておりますが、そうなれば、放課後子どもクラブではなく、民間事業者が提供する習い事などの利用を検討する世帯が一定出てくる可能性があり、結果的に指導員不足の解消につながるかも知れません。また、現場の指導員の声を聞きながら、少しでも負担感が小さくなるよう、シフトの組み方の改善を予定しているとのことでしたが、現場の指導員の ニーズに対応することと同時に、指導員になることを躊躇っている方々にとっては 何がネックとなっているのかについても調査、把握をして頂き、可能な限りの考慮や対応をして頂きたいと思っております。是非とも、柔軟な発想を持って、現状の利用児童数と指導員数のアンバランスな状況の改善を図って頂きたいと強く要望しておきます。

【千里少年文化館の廃止、庄内少年文化館の移転について】

(質問)

千里少年文化館の廃止、庄内少年文化館の移転について伺います。両文化館の廃止や移転に伴い、「しんどさ」を抱えた子ども、登校が難しい子どもを支える体制が弱くなるのが懸念されます。「いぶき」の若者支援との連携強化と言いますが、中学卒業後の支援継続ということについてはともかく、小中学校の児童・生徒の支援については、市内全域で「いぶき」一か所になることは、支援体制が弱くなることはあっても強化されるとは考えにくいです。場所も千里はじめ北部エリアからはかなり遠くなり、利用しにくくなります。

コロナ禍がきっかけとなって、学校 ICT 化が前倒し・加速していますが、一人1台のタブレットを教職員も子どもたちも十分に使いこなせるようになるであろう数年後はともかく、導入からしばらくの間は、教育現場での負担はむしろ増えることが懸念されます。学校現場では感染予防のために通常の教育活動以外の業務が増えており、困難を抱えた子どもたちを支える体制は、もともと手薄になりがちの上に、なおさらだと思えます。SSW（スクールソーシャルワーカー）、SC（スクールカウンセラー）、スクールサポーター、教育センターでの教育相談等々、困難を抱えた子どもを支える枠組み・体制全体として、どのように強化・充実を図っていくおつもりなのか、見解をお聞かせください。

<答弁>

少年文化館と青年の家いぶきの機能の統合は、文化館にとって事業充実の機会ととらえています。不登校支援においては、現在の千里館、庄内館の公用車を継続して活用し、登館する際に不便のないよう便宜を図っていくとともに、従来の創造活動 事業を充実して小学校への別室登校支援などアウトリーチ支援なども積極的に行っていきます。

府費による中学校配置のスクールカウンセラーについては、次年度小学校4校へも拡大配置される予定です。これまで学校への派遣体制を充実してきたスクールソーシャルワーカーや、教育相談係の臨床心理士である教育相談員とともに、組み合わせ、全小学校へ専門職を派遣できるようになる見込みであり、現在準備を進めております。また、児童生徒課では、子ども理解や子ども、保護者へのかかわり方や支援についての教職員研修を行ってまいります。学校への専門職派遣や研修等で教職員の資質 向上を目指し課題の早期発見・早期対応を行っていきます。今後もさらにスクールサポーターの配置も積極的に行い、きめ細やかな支援を行っていきます。

(意見・要望)

ご答弁では、事業充実の機会ととらえ、小学校への別室登校支援などアウトリーチ支援を積極的に行うなど、さまざまな方法で、困難を抱えた子どもたちの支援体制を充実させていく、とのことでした。コロナ禍で今年の春先には2か月の学校休校がありました。親の方も休業や失職、テレワークなどにより、親子で在宅する時間が長くなった家庭が多かったことと思われます。大変残念な、悲しいことではありますが、自宅が居心地よくもなければ安全ですらない子どもたちが一定数いることは、

まぎれもない現実です。休校の影響で、教科の学習の遅れを心配する声が多く寄せられていますが、学習の遅れへの懸念や課題とともに、虐待なども含めた生活面での影響についても絶対に見過ごせない（見過ごしてはいけない）課題と考えます。二度目の緊急事態宣言下では、休校とはなりませんでしたが、コロナ禍の長期化により経済活動に与える打撃は深刻さを増しており、DV・面前DVの事案が増えていることは、恐らくその影響だと考えられます。子どもたちへの直接・間接の虐待も増えているであろうことは、想像に難くありません。先ほどの答弁の通り、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、スクールサポーターなどが、それぞれの専門性や特長を生かして、さまざまな方法で子どもたちと関わり、支えていってくださる事かと思えます。文化館は、少なくとも形の上では縮小されるわけですが、一人ひとりの子どもとしっかり向き合い、それぞれの子どもが、それぞれの一步を踏み出すことを支える体制全体としては、決して弱体化することがないように、強く求めておきます。

以上、多分野、多項目に渡り、様々な質問、とりわけ、提案や問題提起の形でさせて頂きましたが、全庁的に共有して頂き、来年度以降の各施策や事業に、可能な限り反映して頂くことをあらためて要望し、無所属・議会改革の代表質問を終わります。